

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成30年3月14日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第4号、議案第12号及び議案第28号の審査 質疑（南野直司委員、森西正委員、村上英明委員）	3
議案第8号及び議案第27号の審査 質疑（光好博幸委員、弘豊委員）	8
議案第7号及び議案第29号の審査 質疑（光好博幸委員、弘豊委員、南野直司委員、森西正委員、村上英明委員）	11
議案第17号の審査 質疑（弘豊委員）	28
議案第24号の審査	29
議案第30号の審査 質疑（弘豊委員）	29
議案第18号の審査 質疑（弘豊委員、南野直司委員）	30
採決	33
所管事項に関する事務調査について	34
閉会の宣告	35



## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成30年3月14日(水) 午後0時57分 開会  
午後4時13分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 村上英明 委員 南野直司  
委員 弘 豊 委員 森西正 委員 光好博幸

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫  
市民生活部長 野村眞二 同部理事 小林寿弘  
環境部長 山田雅也  
保健福祉部長 堤 守 同部理事 平井貴志  
同部参事兼高齢介護課長 吉田量治  
保健福祉課長 有場 隆  
国保年金課長 安田信吾 同課長代理 森崎孝弘

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局次長代理 田村信也 同局書記 関 正秀

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成30年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成29年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分  
議案第 6号 平成30年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算  
議案第 4号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計予算  
議案第12号 平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第28号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 8号 平成30年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第27号 摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 7号 平成30年度摂津市介護保険特別会計予算  
議案第29号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 17 号 摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 議案第 24 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第 30 号 摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 18 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午後0時57分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

先日に引き続き、議案第4号、議案第12号及び議案第28号の審査を行います。

質疑を続けます。

南野委員。

○南野直司委員 1点だけお聞きしたいと思っています。

予算書では、28、29ページ、予算概要では172、173ページになると思います。

特定健康診査等事業5、129万4,000円、これは、40歳以上の被保険者に対しての健診等の実施ということであります。

そして、もう1点は、保健事業ですね。2,024万7,000円、これは40歳未満の被保険者に若年者健診を実施ということであります。いずれにいたしましても、2つの事業ですね、私は、健診の受診率向上という部分が何よりも大事なことだと思っています。これは、決算審査のときもお聞きしたと思うんですけども、これは事務報告書ですか。これ平成28年度には、集団健診と個別健診の年齢別で実績というふうに数字が載っておりますけども、最新の健診率、何名対象者がいらっしゃって、何名受診されたのか等々、もし数字つかんでおられましたら、教えていただきたいなと思います。

そして、さまざまに、お一人お一人対象者の方や受診されていない方への電話等々での受診勧奨をしていただい

おと思うんですけども、その取り組みの中身について、お聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 森崎課長代理。

○森崎国保年金課長代理 それでは、南野委員の特定健診及び若年者健診に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず、特定健診でございますが、平成28年度の法定報告値ですと、30.5%の受診率になっております。受診者数は4,390名になります。

若年者健診におきましては、受診率は出しておりませんが、最終的に国保の若年者健診でいきますと、147名となっております。

特定健診受診率向上の勧奨業務でございますが、本市におきましては、大きく2つあります。

1つは、電話勧奨でございます。こちらに関しましては、保健センターに委託しております。保健センターの委託によりまして、直接電話勧奨によって予約ができるというメリットがございます。こちらのほうが1点と、もう1点が、はがきの勧奨でございます。こちらに関しましては、電話がつながらない、あるいは、優先度が低い方に対しまして、はがき勧奨を行っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 いずれにいたしましても、健診率の向上というものに、しっかりとまた今後も取り組んでいただきたいと思っています。

そして、摂津市におきましては、国立循環器病研究センターを中心とした健康・医療のまちづくりが着々と進んでいっておるわけでありまして。例えば、その

国立循環器病研究センター、あるいは、吹田市民病院が建設されるということになっております。

そんな連携体制ですね。例えば、この特定健診、あるいは若年者健診での連携体制。そして、もう1つは、私は、いつも保健センターのほうに健診に行かせていただいているんですけども、早ければ1時間ぐらいで健診も終わるわけですけれども、例えばですけども、安威川以南におきましては、保健センターがありませんので、例えば、別府コミュニティセンターを利用して集団健診等々ができないかなというふうに思っています。その健診の巡回バス等々もありますので、そういう観点から、市もどのように考えておられるのか。連携体制と、そういう巡回バスを利用した健診が安威川以南のほうでもできないかなと。そうすると健診率も上がってくるのかなというふうに思うんですけども、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○増永和起委員長 森崎課長代理。

○森崎国保年金課長代理 それでは、南野委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

国立循環器病研究センター、もしくは、吹田市民病院との連携ということでございますが、現在、本市におきましては、特定健診医師として、国立循環器病研究センターの予防健診部から医師のほうを派遣していただいております。平成30年度も、引き続きこの派遣は続く予定となっております。

一方、吹田市民病院との連携につきましては、現在かなっておりませんが、市民の健康づくりという観点では、昨年1

1月にノルディックウォーキングの講座におきまして、講師の派遣をいただき、講演のほうをしていただいております。引き続き、連携につきましては、医師会等も含めまして、強化していきたいと思っております。

続きまして、別府コミュニティセンターを利用した保健センター以外での集団健診についてのご質問でございます。

本市におきましては、保健センターと個別の医療機関での受診割合は6対4ぐらいになっております。特に、保健センターにおきましては、がん検診等のセット健診ができることから、予約のほうが埋まってしまうという現状が確かでございます。

本市といたしましては、この状況ですと、個別医療機関での受診の利用促進を図りたいというのが担当課としての思いではございます。また、本年度、人間ドック助成ということもありまして、受診率の向上も図られます。そういったことの効果を踏まえた上で、その次の対策として、委員がおっしゃいました別府コミュニティセンター等を利用した集団健診についても研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 例えばですけども、別府コミュニティセンターを利用して、集団健診ができたなら健診率も非常に上がってくるのかなと、私自身はそのように思っておりますので、さまざまな観点から、どうか視野に入れていただいて、研究していただきますようお願いいたします。質問を終わります。

○増永和起委員長 ほかに質問はあり

ませんか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、細かいというよりも、全体的なことを聞かせていただきたいと思います。

保険料の一元化、一体化というところで、予算規模が前年度に比べて120億円から98億円ということで、約22億円マイナスになっております。

前年度の予算にある部分と、それと、それが廃止になって、今年度予算に新たにという部分が出てくるんですけども、摂津市の国保財政として、数字上は、前年度に比べて予算規模が少なくなって、財政的に軽くなったというふうな見方ができんこともないんですけども、実際のところ、担当のほうとしては、その点をどのようにお考えなのか。歳入に合わせて歳出をつくっているのか、歳出に合わせて歳入をつくっているのか、その辺の数字を合わせているかどうかとか、その辺の考えもお聞かせいただきたいと思いますし、予算ですから、これが今のわかる範囲での金額ですということなんでしょうけれども、例えば、この1年間を通して補正というものができて、最終的には前年度予算並みの金額になっていくものなのか。ではなくて、今年度の当初予算に近いような金額で最終的に決算はおさまる見込みなのか、その点も教えていただけたらというふうに思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、森西委員のご質問にご答弁させていただきます。

特別会計全体の概要というところで、委員がおっしゃるように、前年と比べて

22億円ほど総額が減少となっております。これは、広域化によりまして、財政主体が都道府県に移行することで、財源の仕組みが変わったことが要因でございます。

具体的に申しますと、平成29年度にございました科目としまして、市町村間の再保険事業としていた共同事業ですね。保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業が広域化に伴って廃止になったと。これまでは、府内の市町村間で助け合いしておりましたが、都道府県化により、これが不要となったと。ここまで約20億円ぐらい予算規模が落ちております。そのほかにおきましては、これまで国庫でいただいていたものが全て府を通じていただくと。ダイレクトにいただくというよりも、府内で財政調整した中でいただく形になっております。そういったことで、仕組みとしてはそういう形で変わりましたと。

補正により予算規模が前年並みとなるのかというお問い合わせでございますけれども、ここにつきましても、大きなものとして、共同事業の廃止が要因でございますので、給付費の増等による膨らみは予測はされますが、制度がなくなったことが主な要因でございますので、平成29年度並みになることはまずないと考えております。

最後に、歳出に合わせて歳入をつくるのかと、逆に歳入に合わせてということでございますが、やはりこれは特別会計、これまでも必要な歳出に合わせて歳入をつくると。そのために必要な財源を保険料等で維持していかなければいけないということで、保険料のほうが今回改定にもつながっているというところでござい

ます。

以上でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 私も、以前から国保の広域化というのはするべきだというような考えで、この委員会でも話をさせていただいていましたし、賦課限度額も金額が上がるといことありますから、その賦課限度額も税と一緒に、もう少し所得の高い方は、累進でもって納めていただくというような形をとるほうが良いという考えは持っておるんです。上限を決めて、そこでなぜ上限なのかなというところがあるんですけども、所得の多い方は、もっと累進でもって納めていただいて、そうすることによって、所得の低い方がその辺の保険料が軽減されると私は思っておりますので、府に対し、国に対しては、そういう部分も話をさせていただきたいと思っておりますし、保険料も今回広域化というところで、金額は1つになるのかというふうなところの議論があって、市町村によって金額が違うというふうなことに最終的になりましたので、私は、そういうふうな部分は金額は大阪府であれば大阪府、どの市町村も一元というふうな考えですので、そこから国保だけでなく、ほかの保険等も、社会保険等も含めて一体化、一元化で広い範囲で。例えば、医療費がどこの医療機関にかかっても、医療費は負担は一緒になるわけじゃなく、同じ医療内容であれば、行為であればというのも国保の保険料が市町村によって違うというのは、それはやっぱし、その点は公平でないということは思っておりますので、そういうようなことも、大阪府、国のほうに話をさせていただいて、よろしくお願ひしたいと

思います。

先ほど、ご答弁で共同事業のというところで、歳入と歳出が前年比とっても、ほぼ一緒ということでありますから、理解をさせていただきました。

例えば経費にかかる会計も、広域化になることによって、経費が軽減をされるというところは、実際、発生してくるのか、その点を聞かせていただきたいというふうに思います。今までと変わらずに、経費自体は共同事業以外の部分とかは変わらずに今までどおりなのか、もしくは、広域化によって事務作業的な部分の一元化される場所があって、そういうところで経費が軽減される部分があるのか。その点、お聞かせいただきたいと思ひます。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、2回目のご質問にご答弁させていただきます。

広域化によって経費が新たに発生するのかというお問い合わせでございます。財政の仕組みが変わったことによって、新たな科目が出ておりますが、これは今までの歳入と歳出を調整した形でありますので、そういった意味では、経費というものを新たなものと位置づけは考えておりません。

事務的な話で申しますと、基本的には事務の経費としましては大きな変動はございません。総務費のほうは事務の経費になっておりますので、そういった部分で大きな増減はございません。今年度、総務費がふえているという意味で申しますと、保険証の更新がございます。その部分でふえたというのがございます。

今後、保険証の更新につきましても、2年に一度やっておりましたが、広域化

によって統一になりましたので、1年更新と。そういった部分では、更新費用が毎年発生するという事は出てまいります、一括で更新ということで、国保連合会のほうで事務処理をします、そういう部分で言うと、事務の軽減が図れるということもございます。

それ以外にもこまごました事務がございまして、大きく広域化によって負担がふえるということはないものと考えております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 新たに平成30年度からということですから、今ここで具体的に見通しというのはわかりますけれども、実際に動いた中で、課題が生じてきたりとか、いろんな問題が生じてくるということもあろうかと思っておりますので、その辺は、国保連合会等とも連絡をとりながら、市民の皆さんに、余り影響が出ないようによろしくお願ひしたいと思います。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

○村上英明委員 この国保という観点では、平成30年度から広域化になってくるということございまして、先ほども、昨日もそうなんですけど、いろいろな議論もさせていただいた中で、やはり、いろいろと聞いている中で、この歳出の部分があるから、この歳入の部分を支えていくということであれば、その歳入の部分というのは、大方、保険料等が一番ウェイトを占めてくるのかなと思うんです。

私も、これまでも、やはり何回か聞かせてはいただいておりますけども、滞

納繰越分ですね。毎回計上されていると思うんですけども、その辺で、やはり現年度分なり、この滞納繰越分をしっかりと徴収していくというところが、やっぱり皆様からいただく保険料の負担の公平性という観点では一番なのかなと思うんですが、その辺の徴収率なり、徴収の考え方について、ご答弁をお願いしたいなと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 村上委員のご質問にご答弁をさせていただきます。

収納対策でございます。収納対策につきましては、広域化によって何か変わるというものではなく、引き続き、市町村が取り組んでいかなければいけない部分でございます。その中におきまして、平成29年度現在でございますが、昨年2月同月比較でいきますと、収納率は上回っているという状況となっております。

来年度もこれまでと同様に、まずは未納の防止ですね。口座振替の推進、コールセンターといったことで、まず未納が起らない取り組み等、いろいろさせていただく中で、滞納が膨れ上がらない形で、取り組んでいきたいと思っております。

最終的に、やむを得ない方につきましては、滞納処分等も必要かとは思いますが、できるだけそういったことにならないように、早目早目に対応はしていきたいと。現時点で、先ほど申しましたように、収納率が上がっておりますので、引き続き、着実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○増永和起委員長 村上委員。

○村上英明委員 この収納率について

は、目指すは100%というところになってくると思うんですが、なかなかそうはね。市民の方の生活実態というか、どうしても、もう支払い困っているんだという方々もやっぱりおられるのは現実だというふうに思いますし、また、うっかり忘れていたという方もおられると思うんですけども、やはり、この滞納部分をなくしていくというところに、今ちゃんと払っておられるとか、真面目に払っておられるとか、そういう方々の保険料の軽減というんですかね、抑えていくというところにも寄与していくのではないのかなと思いますので、そういう意味では、どうしてもという方もおられますから、それはしっかりと丁寧な形で対応をしていっていただきたいということと、やはり、この収納率が上がってきたということについては、一定評価もできますし、また、保険料軽減分ということで、努力のされているということでも、歳入の分でもございましたので、そういう意味では、しっかりと市としてそういう、保険料をなるべく抑えていくというような努力をしていくという、汗をかくのが一番大きなところかなと思いますので、その部分では、しっかりとこれからも努力していっていただきたいということで、要望として終わりたいと思います。

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第8号及び議案第27号の審査を行います。

本件2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 1点だけ確認の意味

で教えていただければと思います。

予算概要196ページの一般事務事業におきまして、システム改修委託料というのは、平成30年度ですか、272万1,000円が計上されておりますので、中身について、ご説明いただきたいと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、光好委員のご質問にご答弁させていただきます。

システム改修委託料の中身でございます。この改修の内容としましては、これまで後期高齢者の保険料につきまして、特例軽減措置がございました。しかしながら、平成29年度、平成30年度、段階的に廃止ということが国のほうで決まりましたので、それに伴うシステムの改修というものでございます。

なお、この改修経費につきましては、全額国庫補助されるということになっております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 理解しました。ありがとうございました。これで質問を終わらせてもらいます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 では、先ほどの光好委員の質問の部分も含めて、私のほうからも重ねてお聞きしておきたいと思います。

この後期高齢者医療の制度が始まったのが平成20年度でしたから、この3月末で、ちょうど10年を迎えるということになります。この間、2年ごとの保険料改定の中で、最初の3回の改定では、

値上げ、値上げ、値上げとなってきたと思うんですけども、前回2年前と、ことしと報道発表とかによりましたら、引き下げという方向で出されています。今回、予算書で、保険料収入の見込みを見ましたら、前年度と比べて6,331万3,000円の増ということになっているわけですが、これは単純に被保険者の増ということの見込みなのか、また、先ほどおっしゃられたシステム改修の件ですね。特例軽減の分の段階的廃止という、その影響がどの程度見ておられるのかということ、最初に聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、弘委員のご質問にご答弁させていただきます。

保険料の改定につきましては、弘委員のおっしゃるとおり、2年に1度改定となっております。本年度、平成30年度と平成31年度の改定年ということで、広域連合におきまして算定のほうが行われた結果、平成30年度、平成31年度保険料につきましては、所得割料率が9.90%、昨年度と比べて0.51%の引き下げ、また、均等割につきましても、5万1,491円、158円の引き下げという結果となっております。

その中で、予算の総額がふえるという要因でございますが、こちらにつきましては、被保険者数の増加が主な要因となっております。その中で、確かに特例軽減の廃止によって、一部の方は引き上げとなる方もございますが、この影響額というのは、なかなか数字が出せませんので、全体的には引き下げとはなりますが、一部、特例軽減の廃止により上がる方はおられるということになっております。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 この後期高齢者医療の制度はいろいろと問題があるなというふうに、当初から感じてはいたんですけども、ただ、その保険料だけ見たときには、低所得の方には国保と比べても低い保険料でということであると思うわけですね。今回、特例軽減の廃止ということでは、所得割額のところでも段階的廃止であります。均等割のところでは、旧被扶養者の均等割軽減というのは廃止の方向になっていきますけれども、低所得者に対する9割軽減、7割軽減、5割軽減というふうなことでは、引き続き継続で行われていくと思うわけですね。これが、今後の制度改正とかで削られるような、そういうようなことも今の時点ではないんですかね。そこらあたり聞いておきたいのが1点と、それと、今回値上げになる方というのが、大阪府の広域連合で資料がホームページなんかで出されているので、そういうのを見ていましたら、168万円、または195万円の年金収入額の層にある方は、今回の保険料値上げの対象になっていくということなんですけれども、摂津市ではどれぐらいのところに該当される方がいるのかということが、大まかで構いません、何割ぐらいということとか、わかればお聞きしておきたいと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、特例軽減の廃止の動向でございます。

委員がおっしゃるとおり、9割軽減、8.5割軽減につきましては、現時点では、当面維持ということとなっております。今後どういうふうになるのかという

のは、現時点では不明ではございます。

今回、保険料の上がる世帯というところで、平成29年度、平成30年度、特例軽減廃止となる方の対象人数という部分で申しますと、これまで、旧被扶養者軽減というものがございました。後期高齢に移られる以前に、社会保険の扶養に入っておられたと。それによって、特例軽減を受けておられた方は、平成29年度実績で申しますと242名、もう1つの特例軽減で、所得58万円以下ですね。所得割が軽減となっていた方、こちらにつきましては、全体で980人、この方々が影響が出るというふうに見ております。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 この後期高齢の制度が、保険者が大阪府の広域連合ということになって、なかなか摂津市の中で、そういうデータというか、状況というか、わかるような資料がこれまで受け取ったことがないというふうに思うんです。

国保にしる、介護保険にしる、大体年間の事業のまとめみたいなのが決算のときには出されるわけですが、後期高齢の部分は、おっしゃるには、全然目に見えないという状況もあって、身近な市民の健康や医療にかかわって取り組んでいる事業なわけですが、そこらあたりがわからないって、やっぱりこれは問題なんじゃないのかなと思うわけでありませう。

今回、10年ということにもなりますんで、一回振り返って、この10年間この事業をどのように行われてきたのかみたいなのを一度資料をつくってみるようなことがあるんじゃないのかな

と思うんですけども、そういったお考えがないか、聞いておきたいと思います。

それと、今回、軽減の対象から影響を受けてということで、242名、980名ということで、今ご答弁ありましたけれども、これは今の摂津市の後期高齢者被保険者全体からしたら、被保険者全体が何人いるのかということ、さっき何割ぐらいかということでお聞きしたので、聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、3回目のご質問にご答弁をさせていただきます。

データのわからないという部分で、なかなか資料のご提供ができないというのは、私どももでございます。市町村ごとの資料が出るものと、府全体でしか出ない部分がございます。収納率や、例えば、健診の受診率ですね。こういった部分につきましては、市町村ごとで集計されておりますので、そういった資料については今後提供させていただくことは可能かとは思いますが、国保のように、もう少し細かな分析というのは、なかなか今の現状では難しいかなと考えております。

続いて、軽減の割合でございます。

被保険者数が、現時点で、全体で9,605の方が被保険者数となっております。それで計算しますと、旧被扶養者の方が242名、2.5%、58万円以下の所得割の軽減対象者である方が、10.2%、以上となっております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

今回、報道などによりましたら、保険料率が引き上がりますよというような

ことは目にしている方もいらっしゃると思うんですけども、軽減のところはなくなるよということで、なかなか周知というか、知らないと思うんですよ。それで請求がきたら、去年よりも保険料がふえているわというふうにやっぱりなるんじゃないかなと思います。そういった意味では、そういったことについても、やっぱり対象の方に知らせていくようなこと、もちろん、その保険料を決定して、そのおっしゃっている中では、そのことは説明があるんだろうと思うんですけども、そこのところをまた取り組んでいただきたいなと思います。

なかなか摂津市だけでどうということが出来る制度でもないのかなというふうには理解しているんですけども、だからこそ、私は、国保の広域化みたいなことは今後やられていくと、ちょっと問題じゃないかなと思っていますので、あわせて、この場で言っておきたいと思います。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時37分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第7号及び議案第29号の審査を行います。

本件2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、4点ほど聞

かせてもらいます。

1点目、予算概要で出てきます、188ページの介護予防・生活支援サービス事業におきまして、このサービスの事業負担金が2億4,730万9,000円ということで、平成29年度と比較しますと、1億2,700万円増額になっています。その理由に加えまして、平成30年度の事業内容について、ご説明いただきたいと思います。

2つ目に、同じく予算概要190ページで、生活支援体制整備事業ということで、これも883万8,000円が計上されておりまして、これも平成29年度と比べたら増額となっております。これは、高齢者の生活支援体制を構築するために、生活支援コーディネーターに協議体を設置するというふうに書かれておりましたけれども、改めて、平成30年度の事業内容について、お聞かせください。

3つ目です。同じく190ページ、介護給付適正化事業ということで、この委託料が1,327万9,000円計上されておりまして。他の事業を見てみましたら、事務の委託料が増減しているように、そういったものが多いように感じましたけど、改めてこの分についての理由について、お聞かせいただきたいと思えます。

4番目です。192ページ、在宅医療・介護連携推進事業におきまして、356万1,000円ということで計上されておりまして。これも同様に、昨年度に比べましたら増額しております。これにつきましては、在宅医療・介護連携推進に関する相談支援の体制整備ということと、多職種連携に係る研修会を充実す

るということの説明書きがありましたけれども、これについても、改めて平成30年度の事業内容について、お伺いしたいと思います。

以上4点です。お願いします。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、光好委員のご質問4点について、お答えさせていただきます。

予算概要188ページの介護予防・生活支援サービス事業のうちの介護予防・生活支援サービス事業負担金の増額についてと、平成30年度の事業内容ということですが、介護予防・生活支援サービス事業負担金は、総合事業の要支援1及び2と、事業対象者の方の訪問型サービスと通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントのうちの総合事業のみの利用する方の計画費の給付費の内容でございます。

平成29年4月から摂津市の場合、1年間かけて介護予防サービスから総合事業に順次、サービスを移行しましたので、平成29年度に関しましては、その事業負担金は半額、半年分を計上させていただきました。平成30年度からは、本格的に総合事業が実施となりましたので、今回1年分という形で予算計上をさせていただいておりますので、予算額を大幅に増加させていただいております。

特に、平成30年度に関しましては、平成29年度から引き続き、多様なサービスとして総合事業の訪問型の現行サービスに引き続き、訪問型サービスA、また通所型の現行型サービスに引き続き、多様なサービスの通所型サービスCをさせていただき予定にしております。

通所型サービスCに関しましては、現在、保健センターで週2回させていただいておりますが、非常に効果のある短期集中のリハビリのサービスということで、つきましては週3回と考えておる状況でございます。

2点目といたしまして、介護予防給付適正化事業に関しましての委託料でございますが、要介護認定業務委託料の予算を地域支援事業の中の給付適正化事業に予算をこのたび組みかえさせていただいております。外部に委託することによって、第三者による給付適正化に努めるということが、今回委託で可能になっておりますので、地域支援事業における給付適正化事業として予算計上をさせていただいております。

その具体的な中身に関しては、今まで市でさせていただいていた内容と同等でございますが、第3者でしていただくということで、より確認作業ができるということで、給付適正化事業の対象になるということで、予算を分割させていただいております。

3点目といたしまして、生活支援体制整備事業に関しましては、高齢者を支える仕組みとして、介護保険制度の中だけではなく、総合事業を初め、市町村独自の高齢者の生活支援・介護予防サービスの整備をする事業という考え方でございます。ただ単に総合事業の新たなサービスをつくるという目的だけではなく、高齢者が支え合う地域づくりという考え方も含めた事業の内容でございます。

今回、委託料として計上させていただいております内容といたしましては、平成27年度の介護保険法の改正で、平成30年4月から生活支援コーディネー

ターを配置するということが決まっておりますので、市域全域を第1層、日常生活圏域は摂津市の場合2圏域でございまして、第2層という分け方をしております。その第1層に関しましては、高齢介護課の職員等を配置させていただく予定でございますが、第2層に関しましては、社会福祉協議会の職員を配置させていただく予定にしておりますので、その委託料ということになっております。

主に、社会福祉協議会の職員は、第2層の生活支援コーディネーターを担っていただく予定にしておる状況でございます。

4つ目といたしまして、在宅医療・介護連携推進事業の研修内容ということでございますが、この在宅医療・介護医療連携推進事業に関しましては、2025年地域包括ケアシステムを構築するために推進していく事業でございます。特に、医療と介護の連携ということを非常にうたわれております。今後、高齢者の方々が増加する中で、どのようにして連携していくのかということをしつかりと進めていくという事業でございます。このたび、在宅医療・介護コーディネーターとしての委託料をとらせていただいております。年1回の研修ですね。今まで引き続き、三師会等でしていただく研修だけではなく、平成30年4月から未実施でありました相談事業という内容の項目もございまして、その部分をさせていただく予定にしております。特に、遠方の病院等から、在宅に向けて地域に帰るために在宅医の紹介等をしていただくというような専門的な相談を想定しておりますので、医師会に委託さ

せていただいております。在宅医療の介護連携支援コーディネーターを配置していただく予定という事業内容でございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。ちょっと2番と3番の質問の答弁が逆になっています。もとに戻させていただきます。

まず、1番目ですね。188ページの介護予防・生活支援サービス事業について、おおむね理解いたしました。内容は、平成29年4月からの取り組みということで、少しご説明もいただきましたが、改めまして、1年かかってこられたということですので、その利用者の取り組み状況、あるいは、その中で何か成果が出ていましたら、事例がありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

2つ目です。生活支援体制整備事業ですね。これもおおむね理解いたしました。けれども、改めまして、今回生活支援コーディネーターということが配置されるということなので、その方々に期待する役割とか、あるいは、期待する効果みたいなところがもしお聞かせいただければ、お願いいたします。

3つ目、190ページの介護給付適正化事業委託ですか。これについては、要介護認定業務委託料ですかね。内容は変わらないということだったと理解します。これはありがとうございます。質問終わらせてもらいたいと思います。

4つ目です。194ページ、在宅医療・介護連携推進事業についても、おおむね理解しました。

この事業を調べましたら、その目的としては、医療と介護の両方を必要とする

高齢者の方々が住みなれた地域で人生の最後まで暮らせるようにということで、先ほどありましたけど、在宅医療と介護を一体的に提供するため、そういった支援と理解しています。

ちょっとわかりにくかった部分もありますので、改めまして、その中で、本市における位置づけといたしますか、役割といたしますか、そのあたりをもう少しお聞かせいただければと思います。

2回目、以上です。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、光好委員の2回目のご質問について、お答えさせていただきます。

総合事業を始めて、1年間の取り組みとか成果ということでございますが、まずは、基本的には、介護予防のサービスから総合事業に関してスムーズに市として移行できたのではないのかなと思っております。今、ちょうど今年度に関しましても、事業所指定を引き続きする、みなし規定でございましたので、この1年間でさせていただいておるんですけども、特に利用者の方の混乱なくさせていただいたということが1つあるのかなと思っております。

一方で、多様なサービスにも取り組めたということが、市としてはよかったのかなと。特に、保健センターにさせていただいた通所型サービスCですね。リハビリ専門職の方のサービスということで、やはり、利用者の方、要支援1、2の方にリハビリ専門職の方が集中的に行うということで、3か月から6か月という期間ではございますが、利用していただいた方が非常に以前よりもお元気になられて、場合によっては、つどい場等の

サービス等でご利用できるような状況にまでなられたというようなお話をお聞きしておりますので、新たな多様なサービスにいろいろなご意見はございますが、しっかりとリハビリをしていくとか、介護予防に努めていくということに関しましては、この通所型サービスCは、非常にいい取り組みで、私は、いい成果があったと思っております。

そういうこともあって、職員の方も、はっきりとよくなったということを感じられるということで、事業所も週2回から3回にというふうにふやさせていただいたのではないのかなと考えております。

2点目の生活支援コーディネーターに関する期待する役割等ということでございますが、第2層に関しまして、日常生活圏域が安威川以南、以北ということで、コーディネーターを配置させていただく予定にしております。やはり、特に視点といたしましては、地域で高齢者の方々が個々に集まっていただく、サロン、リハサロン等は校区等福祉委員会等でしていただいて、市のほうもしっかり把握はさせていただいておるんですけども、それ以外に自治会や老人クラブ、地域のいろんな団体等が独自で高齢者の方々に集まっていただくような場所づくりをしていただいているんですけども、なかなか市として、十分状況を把握できていない部分もございます。そういうところを市としてしっかり把握することを、まず平成30年度に関しましてはさせていただきたいなど。その中身によって、市として支援できるところはあるのではないのかなと考えております。

支援をするような団体等がございましたら、市としては、この介護保険の事業でリハビリ専門職を派遣するようなサービスというのがございますので、そういう方を派遣して、今、例えば月1回しているけども、本当はリハビリ専門職の方とか来てくれるんやったら、もう一遍やってみようかなとか、もう一回ぐらいうやってみようかなとか、そういうふうなお話までできたら、非常に高齢者の方々が身近で通える場所がふえていくのかなと思っておりますので、すぐにどうこうということではないのかもしれないですけども、しっかりと地域に根差した取り組みをすることで、身近なところで、高齢者の方々が通える場所をつくっていける。それが、結果的には総合事業のサービスにつながっていくのではないのかと考えております。

第1層の役割としましては、そういう第2層の方々が活動して、そういう情報を素早く市に伝えていけると、それを政策立案を通して、総合事業の多様なサービスをつくっていけるといいう形にしていける仕組みを考えております。

3点目として、在宅医療・介護連携に関しましてですが、平成27年度の介護保険法の改正の中で、在宅医療と介護の連携についての8つの項目というのを実施するよということであつたわけでありまして、平成30年4月から、必ずこの8つの項目についてはやっています。その中で、在宅医療・介護連携に関する相談支援という項目に関して、市としてまだできていない内容でございましたので、今回、医師会に委託させていただいて、在宅医療の介護連携コーデ

ィネーターの方を配置させていただく予定にしております。

実際に、ドクターとケアマネジャーの間の中で、今も当然連携をしておるんですけども、なかなか専門的な用語ですね。特に、ドクターのおっしゃる。それが十分うまく伝わっていかないということで、いろいろとギャップはあるというのは、私も含めて、職員が感じているところで、そういうお話も聞いたりもする機会もございます。そういう意味では、やはり、医療と介護の連携をしっかりとつなげる方が必要ではないかという仕組みでございますので、今後医療、特に入院されている方が地域に帰ってくるということを考えますと、医療、医師会等や他職種の方の協力というのは必ず必要でございます。その橋渡しという役割をされる方ということで、今回、医師会に委託させていただく予定にしております。

一応、今聞いているのは、訪問看護の専門職の方がしていただくというような内容を聞いておる状況でございます。  
○増永和起委員長 光好委員。  
○光好博幸委員 ありがとうございます。3回目ですが、要望とさせていただきます。

1つ目の介護予防・生活支援サービスの状況、成果については理解いたしました。スムーズに移行できたというか、あるいは、多様なサービスに取り組みされたようで、通所型サービスCですかね。元気になられた方がおられるということで、非常にうれしく感じております。狙いどおり、大変よくなっているのではないかと受けとめました。

今いろいろなところを聞かせていた

いただきましたけれども、平成29年度改めてその取り組みを棚卸し評価することによって、また平成30年度の取り組みに反映していただければなというふうに思います。

また加えて、こういったいろいろな多様なサービス、利用者の方々によく理解していただく、あるいは必要な方々についてのサービスが受けられるように、今後も丁寧に対応いただければと考えております。

2つ目、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの役割です。理解いたしました。いろいろご説明いただきましたけれども、コーディネーターを配置することによって市民の方の意見を聞く機会がふえるということも期待できますし、また地域の課題です。いろいろな情報をコーディネーターに集約することによって、いわゆる住民主体の地域づくり、あるいはご説明いただいたようないろいろな多様なサービスに反映できるかと期待しております。ぜひ、積極的に取り組んでいただきますように要望したいと思います。

最後です。在宅医療・介護連携推進事業について、本市の役割ということで8項目ある中で、相談支援ができてなかったというところに力を入れるということで理解いたしました。ぜひ、橋渡し役を担っていただきたいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、やはり高齢者の方々に住みなれた地域で安心して暮らせるように、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上で質問を終わりにします。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 では、私のほうから質問を幾つかさせていただきたいと思います。

この介護保険事業にかかわっては、これまでからも制度は総合事業に移行していくというふうな介護予防の取り組みなどについても、サービスの中身は維持して人を増やさずにやっていくというふうなご努力されていること、また今回、新年度の主要事業で市長もおっしゃられた認知症対策の初期集中支援チームとか、こういったことにも取り組んでいくということでは、やっぱりそういった前向きな取り組み、私らも十分評価しているところですが、気になる点に絞ってきょうは質問してみたいというふうに思っております。

予算書のページで、まず14ページ。今回、款5府支出金の項目のところで大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金というようなことで、前年度は組まれていた部分、今年度については予算もゼロとなっているのですけれども、施設整備にかかわって従来計画しているけれどもなかなか整備しにくいというようなことなのですが、今年度については、もう難しいのかな、無理なのかなという判断でこういう予算組みになっているのか、その点確認でお聞きしたいと思います。

次に、予算書18ページ、歳出のところです。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中のこれ、介護保険システム改修委託料というのが734万4,000円とついておりますが、この中身についてお聞かせください。

三点目ですけれども、これは歳出の20ページ、22ページあたりのところで、大きくひっくるめてなのですから、

款2保険給付費です。介護サービス等諸費、また項2介護予防サービス等諸費というようなことで、今回介護報酬の改定というふうなことでその影響もあって、いろいろこの予算組みの中では、それを反映していただいているのかと思います。そこらあたりでそれぞれのサービス、特徴的な変化というのがあればお聞きしておきたいと思います。

介護予防サービスの中の介護予防居宅サービス給付費で大きく前年度から減っているのは、そういった光好委員の質問の中でもあった、総合事業のほうでしたね、そういったところに移っているというようなことは理解ができますが、その目5の介護予防サービス計画給付費、これも前年と比べると半減というようなことなのですが、これも合わせて連動するのかな、どうなのかなというところ、ちょっと私の理解不足かもしれませんが、この点を聞いておきたいと思います。

それと、今回条例もあわせて質問させていただくということで、議案第29号の介護保険条例、これは介護保険の保険料率改定というようなことで今回挙がっております。

昨年末でしたか、ことしに入ってからでしたか、説明はその際には受けているわけですが、改めてこの今回の保険条例について、説明を受けた時点では大体大阪府内でも低いほうですよということだったかと思うのですが、ただ、この保険料についてやっぱり値上げせずには何とか、今回国保料でも年金暮らしの方とか低所得の方で大きく値上げするという、大きくというか多くの方が値上げするみたいなこともある中で

すし、やっぱり生活が苦しい中で年金天引きでこれは引かれてしまうということですから、ここのところちょっとご努力ができなかったのか、その大阪全体の状況と本市の取り組みについて、もう一度重ねてになりますけれども聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、弘委員の介護保険におけます4つのご質問についてお答えさせていただきます。

今年度、施設整備確保基金の予算をとっていないという理由に関しましては、3年ごとの計画でございまして、その中で施設整備を進めていくという考え方が前提としてございます。

実際、例えば施設整備するに当たりましては、その事業の前年度に一般的には公募等をさせていただいて事業の内容の募集させていただくというのが一般的な事業の進め方でございまして、今回第7期せつつ高齢者かがやきプランの計画では、事業に関しましては施設整備を引き続き、第6期と同様の施設整備を計画しておるのですけれども、平成29年度中に公募をするということになると、なかなか計画が決まっていな段階で事業整備をしていくということになってくるという状況もございしますので、この平成30年度に関しましては、この整備事業の基金は予算を計上させていただいておりません。

ただ、計画では平成31年度施設整備を予定をしておりますので、平成30年度中に公募等をさせていただいて、平成31年度に向けて事業が計画できるように進めていけたらと考えておる状況でございます。

2点目の今回のシステム改修に関してでございますが、平成30年度の事業の内容といたしましては、制度改正に伴う分だけではなくて、事業所指定、居宅介護支援事業所の指定の機能を追加させていただいている部分と、あとは介護保険で、いろいろなサービスのチェックする、そういうシステムを使わせていただいております。そのシステムの改修の制度改正に伴う費用を挙げさせていただく部分と、定例のメンテナンス費用等を今回、予算計上としては挙げさせていただいている状況でございます。

次に、この平成30年度の保険料改定の特徴ということでございますが、特に今回、居宅介護予防のプランが減っておりますということでございますが、介護保険の介護予防に関しましては、総合事業のみを例えば使った分、例えばヘルパーと総合事業のサービスを使うケアプランに関しましては、そのケアプランは総合事業で請求するという仕組みになっておりますが、例えばベッドのレンタル等を仮に使うと、これは総合事業のサービスではございませんので、そのサービスが入るヘルパーサービスのプランは、介護予防で請求するという仕組みになっております。

それで、今回総合事業のみのサービスを使っている方が大体3割から4割ぐらいおられるということで、3割から4割分のケアプランのサービスを総合事業に入れさせていただいて、その残りの部分に関しましては、依然介護予防に残っておりますという状況でございますので、一部介護予防が減っておりますということで、特に何かサービスとして変わってい

るといわけではございません。

平成30年度の特徴といたしましては、大きく制度としては変わっているところは少ないのですけれども、医療介護院等の制度は新たにはできましたが、この6年間の間に転換するというような内容でございまして、特に市内で医療介護院の対象になる施設は4床程度ということで、特に今年度変わるといようなお話も聞いておりません。また、自立支援とかりハビリ関係の加算等は、制度としてはあるようですので、それをとられる事業所が出てくるかなとは聞いておりますが、特に今回介護給付費全体としてはプラス改定と言って0.54%です。プラス改定ということになっておりますので、事業所のお話をお聞きすると、とりあえずよかったなというような状況を聞いてございます。

次に、今回保険料に関してですけれども、府下の状況で言いますと、今のところ摂津市のこのたびも少しお話させていただいたように、府下でしたら10番目という保険料で、前回から比べると2つぐらい上がっているというか、安くなっているというふうに考えております。この上げ幅に関しましては、6%です。330円ということでございますので、後期高齢の方が、その伸び率というのが大体今8%ぐらいある状況から考えると、一定上げざるを得ないですけれども、その範囲内ということで、ある程度介護予防もしっかりと進めている中でできるのではないのかなという内容で、今回こういう保険料の内容にさせていただきました。

ご質問にあるように、保険料を上げることにしまして、どうなのかというお

話ではございますが、これから後期高齢の方の対象者の方が非常にふえていく中で、給付費というのは伸びていくと予想されます。給付費に沿って保険料を決めていく仕組みということになっておりますので、今回こういう形で改正させていただきます。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 そしたら、続けて質問させていただきたいのですが、一番目の府支出金による施設整備の考えについては、今年度については補助金を得て何かしら立てるというスケジュールには至らないと。平成30年度に募集をかけて平成31年度か平成32年度ぐらいには形にできるようにというところで取り組んでいかれるということから、その点は今の摂津市内のサービスの需要供給、そういった関係の中でやっぱり必要なものについては整備していくというようなことで、きちんとその考えで取り組んでいっていただくことが大事なのかなということ。これは確認の意味で聞かせてもらいました。

次に、介護保険システム改修委託料のところ、いろいろとこの中身についてはありますよということでした。制度改正もやはりその中でありますが、以前は1割負担から介護サービスの自己負担が2割負担にということになりましたが、これが8月から一定所得ある方は3割負担になる方がいらっしゃるということで、この点でもまたシステムは一定いじらないとかならないのかなと思うのですが、ここあたりは今の時点でどういうふうにお考えかを聞いておきたいと思えます。

本人の自己負担が2割から3割にふえるわけですから、保険からの給付は8割から7割というようなことで、ここはいけるといえるようなこと。人数としては、そんなにたくさんはいらっしゃらないのかなと思うのですけれども、その点について確認で聞いておきたいと思えます。

それと保険給付費にかかわってなのですけれども、私はこの予算書を見て、ちょっと不思議に思ったのが、予算書の8ページのところで、歳入歳出予算事項別明細書の歳出のところで、1、2、3、4、5とそれぞれ款が振ってある中の款2保険給付費が、前年度の比較で2,603万3,000円減額ということで、給付費の全体はこうやって減っているというようなことで記載されています。

それが款3の地域支援事業費のほうに総合事業の関係で移っている部分については、22ページの介護予防居宅サービス給付費1億5,859万円というのが、その影響が大きいのだろうなということなのですけれども、そこであってもその保険給付ってずっと自然増みたいな形で、年々ふえていくと思っていた中で、こんなものなのかというふうなことを改めてここで思ったのです。

そうであるのだったら、本当に今年度のその保険料、3年かけてというようなことでもありますから、ことし1年だけ見てというようなことにならないかもしれないですけれども、保険料を上げない努力というようなことが、ここを見てできるのではないのかなということを感じたのですが、そこらあたりもう一度お考えいただきたいと思えます。

それから、介護サービス全体の給付の

関係で言いましたら、今回の介護報酬の関係というのは、ある意味地域密着型サービスのところでは一定プラス改定になって、それ以外のところはほぼマイナス改定だったのかなというふうに思います。それというのは、ある意味その介護事業所にとってはかなりしんどい状況になっていくのではないのかなと思っているのです。

そのあたりで、前回決算審査で議論をしている際に、例えば地域密着型の通所介護が事業をなかなか継続できなくて閉められるみたいなことがありましたが、今後の傾向からしたら、今やられている事業所が地域密着型に移行していくような、なかなか事業が苦しいからそういうところに行く。でも、行ったけれども続けられないというふうな、そういう傾向になっていったりしないのかということです。担当課として、どのように見ておられるのか聞いておきたいと思います。

2回目の質問以上でお願いしたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、弘委員のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

今年8月の3割の部分ということが私たちも気には当然なっております、今の所得状況ですので場合によっては7月の所得判定のときに変わる可能性はございますが、現在2割の方というのは大体11.5%、全体としまして350人ぐらいおられるのですけれども、そのうちの大体半分強ぐらいの方です。全体としては5.7%ぐらいの方193名ぐらいの方が3割になるのではないの

かなと考えております。その方々に関しましては、少し負担がふえるという状況が、平成29年度中の所得ですので、場合によっては変わる方もおられるとは思いますが、変わってくると一応考えておる状況でございます。

次のご質問で保険給付費のところ、今回保険給付費が減っている部分があるのではないのかということでございますが、地域支援事業に移行させていただいた部分が結果として影響が出ている部分と、今回保険料の改定の給付費というのは改めてこれは3年間の納付の実績も含めて修正させていただいて、3年間の中で平成30年度、平成31年度、平成32年度の給付費の伸びを想定させていただいて、保険料を算定させていただくということになっておりますので、この平成30年度の給付費が保険料の平均よりは一般的には少なくなるというふうになっております。大体平成31年度でトントンというか、真ん中ぐらいの保険料で、平成32年度が保険料よりは給付費のほうが多いというような3年間ならしてという考え方でございますので、その平成29年度、平成30年度の計画の差を修正させていただいた部分もございまして、今回こういう形になっておるのではないのかなと思っております。

3年間の伸びを先ほどもお話させていただいたように、後期高齢者の方の伸び率は大体8%が引き続きずっと続く状況でございますので、その給付費との関係を一定考慮させていただいて、給付費は大体7%弱ぐらいは伸びるのではないのかなと思っておりますので、今回こういう形で減額を算定させていた

だいたと考えておりますので、なかなか保険料を上げないでということは難しいのではないかと考えております。

事業所の方に関しまして、地域密着型事業所は、規模が小規模の事業所でございますので、比較的特徴のある事業所です。

今回の平成30年度改正では、長時間の通所のサービスに関しましては、ちょっと時間のほうの区切りを短くする区切りをつくらせていただいたりとかいうような改正を国はしておりますので、比較的長時間ではなく短時間で、例えばリハビリを専門的にされているところの地域密着型の事業所に関しましては、非常に利用者の方がたくさんおられて、二交代で短い時間で午前、午後というような形で非常に工夫されてというような事業所です。今までの通所の事業所、午前中に行ってお風呂に入って食事して、夕方帰るという預かり的な事業所と同じ形でしたらなかなか規模が小さいところは難しいとは思いますが、特徴ある形をとられることで地域密着型の事業所としてされているということがございますので、給付費のことから考えますと、どういう形の規模の事業所でどういう中身のサービスをしていくのかということが、この事業所の継続性というのを決定するのではないのかなと。そこは、事業所の方はしっかりと見ながらされておる状況ではございます。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回、国の制度の改正というのが、去年の前半通常国会の中でいろいろ議論もされて、そこで決定されたも

のということが地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等一部改正ということで言われていますよね。その中で、私どもも全て賛成ということではなくて、やっぱり問題があるのではないかとこのところについては、意見を述べて反対ということをして今回の場でもやっていたというふうに、私も勉強させてもらったのですが、そんな中でもやっぱり自治体としてやはりやらないといけないこと、やってほしいことというようなことの中で、幾つか今回は言ったつもりなのです。

保険者機能の強化等ということで、その中では今回の見直しでは高評価というようなことがあります。ただ事業所に対してインセンティブの議論みたいなことで、財政的にいろいろと国のデータの中であそこだということの中、事業がなかなか成り立たなくなってくるようなことは絶対に避けたいといけないというふうに思っていますし、市民にとってきちんとそのサービスも確保しながら、ただこれまでの保険料にしろ利用料にしろ、そこところがネックでというような方もいらっしゃる、そういう声も聞いているところでもありますから、そこらあたり、この第7期の計画の中で国の制度がこうだから、今都道府県でこういうふうな調整交付金等々いろいろあるのかなというふうに思うのですが、そこにとらわれず、やっぱり市民の暮らしの実態とか、あるいはそういったところに身を寄せて、今回の事業に取り組んでいただくと、それが大事だと思っております。

そういった点では、保険料、今回の条例では値上げということが出てきてい

ますけれども、なかなか料率がこれです  
よと決められたら、もうそれしかないみ  
たいなこと、減免制度とかそういうこと  
もずっと前から言っているけれども、そ  
このところがなかなかできてこないな  
とも思っているの、これはやっぱり改  
めて考えていっていただきたいなとい  
うふうに思います。

私からは以上です。

○増永和起委員長 ほかにありません  
か。

南野委員。

○南野直司委員 そしたら2点だけお  
聞かせいただきたいと思います。

まず、予算概要では190ページにな  
ります。先ほどから議論ができておりま  
すけれども、生活支援体制整備事業、8  
83万8,000円についてでございます。  
生活支援コーディネーターを配置し  
ていくということでもあります。先ほどか  
らご質問、そして課長のご答弁を聞いて  
おまして、この取り組みというのは地  
域の方とやっぱり連携体制というのが  
すごく大事なのではないかなというふ  
うに、改めてちょっと思ったわけであり  
ます。

例えば、民生委員であったり自治会、  
老人クラブであったり、ご家族の方等々  
というものもあるかも知れないですけ  
れども、あとは市内です。関係機関の方  
等々において、生活支援コーディネータ  
ーとの連携体制についてお聞かせいた  
だきたいと思います。

それから、これも先ほどからありまし  
た新規事業ということ。認知症総合  
支援事業、666万円につきましてです。  
認知症の初期段階での相談支援、認知症  
初期集中支援チームを配置。そして、地

域における支援体制の構築等を行う、認  
知症地域支援推進員を配置していきま  
すということでありました。

済みません。先ほどからご答弁でちょ  
っとかぶるかも知れないです。改めて、  
この認知症の支援ということでありま  
すけれども、どのような体制でどのよう  
な業務をしていかれるのか、ちょっと具  
体的に改めてお聞きしたいと思います。

以上です。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、南野  
委員のご質問についてお答えさせてい  
たきます。

生活支援体制事業の中のコーディネ  
ーターということで、どういう連携をし  
ていくのかということですが、  
まずは、このコーディネーターを地域で  
もともとネットワークをお持ちの社会  
福祉協議会に委託したというのは、私た  
ちとしては、民生委員の方とか校区等福  
祉委員会の方とのつながりは非常に社  
会福祉協議会はしっかりと強くお持ち  
でございますので、そういうところにま  
ず委託させていただいたということが、  
連携が期待できるのではないのかなと  
思っております。

委員がおっしゃるように、この事業に  
関しましては、地域との連携がない限り  
実際進まないという事業でございます。  
ただ、その委託した社会福祉協議会の中  
で、まずは校区等福祉委員会等、実際高  
齢者の方々がおられるようなサロン等  
が、サロンやリハサロンをつくっておら  
れる校区等福祉委員会というのは、今お  
っしゃったような自治会の方や民生委  
員の方、老人クラブの方など地域のいろ  
いろな団体の方が集まってつくられて

おるといような状況でございますので、そういうところからまずしっかりと連携していくことで、こういう地域でのネットワークをつくっていきけるのではないのかなと考えておる状況でございます。

2点目といたしまして、認知症総合支援事業に関しまして、改めて以前ご説明させていただいたところと重複する場合もございますけれども、認知症総合支援事業に関しまして、大きく2つ事業がございまして、認知症初期集中支援推進事業という事業と認知症地域支援推進員の配置ということでございます。

認知症初期集中支援事業に関しましては、主に認知症の初期の方ですけれども、医療につながっていないという意味での初期も含まれております。そういう方に関しまして、6か月間集中的に個別的な支援、ケースをカンファレンスして支援することで、事業として進めさせていただくと。

具体的には初期支援チームとしておられますドクターの方です。専門の研修を受けられたドクターの方と医療職、摂津市の場合は保健師を想定しております。非常勤でございますが、社会福祉士を内容としては福祉職の方を配置ということで、この3名で認知症支援チームという考え方になっております。

特に、ドクターがおられるということで、認知症の方の今までの課題といたしましては、なかなかどういふような症状で状態かということが周りの方はうっすらは気がついていてもはっきりしないということで、受診におくれたりとかサービスにつながるのおくれているというのが現状でございます。そういう

方々に関して、早目にこの医療職とか福祉職、保健師なり社会福祉士が訪問して、状況を把握することで、そういう状況でしたら多分こういう病名の方ではないかなとか、そういう内容でしたら方向づけ、アプローチができるのではないのかなということで、しっかりとケースを対象として会議を行いまして、方向づけするということが専門職のドクターの方がおられる特徴ではないのかなと思っております。

そういうふうに向づけして、その方向づけした内容によって支援することで、できるだけ早く医療機関なり、サービスにつなげていけることが初期集中支援チームに期待される内容ではないかと思っております。

また一方で、認知症地域支援推進員に関しましては、これは市に配置を予定しておるのですけれども、認知症の方ができるだけ住みなれたまちで暮らせるように、これも地域づくりというところが1つの視点になっております。

平成30年度に関しましては、やはり認知症に関しましての啓発、適切な認知症の知識の啓発ということが非常に大きな内容になっておりますので、認知症に関する認知症ケアパスというのをつくらせていただいて、認知症の初期からどういう段階でどこに相談していいのか、どういう支援があるのかということを書いて、簡単にわかるような冊子をつくらせていただいて、それを全戸配布することで適切な、認知症になっても在宅で生活ができますよということを少しでもわかっていただくということを1つの目的として、平成30年度考えております。

こういう形で、認知症になっても生活できるようなまちづくりという視点でさせていただくのが認知症の地域支援推進員業務の中心的内容でございます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきましてありがとうございます。1点目の生活支援コーディネーターの取り組みにつきましては、大いに期待をしておりますので、そういった取り組みを通して社会福祉協議会と連携、また生活支援コーディネーターと連携していただいて、新たな例えば施策の充実、制度設計に役立てていただきますようお願いいたします、これは要望としておきます。

それから、認知症総合支援事業であります。詳しくご説明いただきました。僕も何名か認知症になられた方のサポートをさせていただきまして、やっぱりそんな中で地域の皆さんのご理解、そしてご協力というものがすごく大事なことだなと。もう1つは、何よりもご家族の方がいらっしゃるご家族の方のご協力というのはすごく大事なことだなと本当につくづく思いました。今後このような取り組み、こういうふうに拡充していただきましたので、大事なところかなと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上です。これは要望としておきます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、予算概要の186ページに、地域密着型介護サービス給付事業と施設介護サービス給付事業というところで、先ほどからもあります特養の待機者が摂津の方でおられると。

それを解消するために小規模特養を開設しているということで、なかなか安威川以北に開設していただくところを希望しているけれども、それがなかなかないから安威川以北だけでなく、市域全体を見て開いていくという方向性で進められていくということになっておりますけれども、先ほどからも話がありましたが、決算審査等でもずっとそれ以前からでも質問させていただいてますけれども、現実的に今の状況の中でそういうふうな手を挙げていただければそうなのかなというのが目途があるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、特養の待機が今何名おられて、以前にもお聞かせいただいたのが、摂津市だけでなく三島地域でもって特養の施設の待機を見るんだ、カウントするんだというお答えがあったと思うんですけれども、その辺改めて、特養の待機者が、入所したいという方がおられて、特養が開設できないとか、つukれないとか、大規模施設がつukれないというところをどのように考えておられて、現実はどうなのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

結局、施設介護ではなくて国のほうの在宅介護のほうに進めていこうというところで、今回でもさまざまな在宅のサービスの事業をつくられていると思うんですけれども、その点の考えも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、森西委員のご質問についてお答えさせていただきます。

実際、小規模特養に関しての施設整備に関しまして、現実的にやっけていただく

法人が、あるのか、そういうお話があるのかということですが、現時点ではそういう小規模特養を市内でしていきたいというような法人のご相談というのは直接はございません。

ただ、以前からもなかなかこの小規模特養に関しましては、事業的に摂津市内だけの方が対象ということで難しい部分もあると思うんですけども、やっていただける法人等がないのかということは事業所連絡会等も含めて話していけたらと考えております。

特別養護老人ホーム、今待機者の方が何名かというのはちょっと手元に資料がございませんので、傾向としては、以前よりは待機者は年々、少しずつ減ってきている。府下全体としては減ってきている状況です。

摂津市と各施設に関しましても減ってきておる状況ではございます。ただ、北摂はまだ比較的、大阪府下の以南に比べると、待機者はおられるというふうなことは聞いておる状況でございます。

在宅への流れということではございますので、大規模の特養に関しましては、指定に関しまして大規模な特養は市ではございませんので、その指定がどういうふうになっておるのかというのは何とも言えないですけども、考え方としては、小規模の地域に密着した30人にならない、29人以下の施設に関しましては、市町村もやっぱり整備して、身近な地域でやっていく考え方は、

もちろん事業採算のところもございますが、施設自体を高齢者の方に関しましては全面的に否定しておるというわけではないのではないのかなと。ただ、

実際、小規模特養に関しましては、なかなか運営に関しては難しいようなお話もお聞きはしておるんですけども、施設を指定しているという内容ではないと考えております。

ただ、在宅で身近なところという考え方として、小規模特養を地域密着型で認めておるのではないのかなと考えておるので、市としても、過去の経過で未整備の部分はございますが、進めていくということで今回も計画には上げさせていただいている状況でございます。

以上です。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 小規模のほうは市のほうでということ、大規模のほうは府のほうですけども、現実的に例えば社会福祉法人が大規模の例えば特養を摂津市の中でつくりたいというところがある場合、それは今現実的には可能なことなんでしょうかね。基本的に、だから在宅のほうに進められるというところで、そういうふうな大規模特養の建設自身がこの地域の中では、例えば摂津市の中では不可能であるということなのか、その点教えていただきたいと思います。

小規模特養の部分が、これ以前からずっと長い間、市としてはつくっていただきたいということで方針としてあるわけですけど、でも手を挙げられるところというか、実際に開設まで至っていませんので、摂津市の中でこの長い間に、やっていただける方ということで、実際、開設がない状態で、これから先もそしたら開設してくださいという、安威川以北を限定としたところからそうではないということであれば、安威川以南というところから出てくるかもわかりませんけ

れども、なかなかそしたら今までの期間で開設をというところがないところで、そしたら変わったところが安威川以北の限定で、希望は安威川以北ですけども、安威川以北だけではないというところだけが変るといふところですから、そこで手を挙げていただけたところ、開設をいただけたところというのが現実的にあるのかどうかです。

なければ、それは市民が困るわけですから、その点は市として、またもう少し違う考えでもってやっぱり考えていかなあかんのかなとは思いますがね。

例えば安威川以北でいうと、やっぱり設置をする場合に用地の問題ね、小規模ですから、そしたら既に社会福祉法人が持っているところの用地でもって、そこで整備をする場合でしたら、その土地代という部分が必要でないですよ。でも、新たに小規模特養を用地がないところで、新たな用地を購入してというふうなことを考えると、やっぱりそれはなかなか採算的に難しいということで手を挙げるところがないということですよ。

そう考えたら、例えば市の持っている用地をそこに建ててくださいというふうな形をとったり、そういうようなことも1つかなと思うんですけども、そういうふうな考えというのがあるのかなのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 森西委員のご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

まずは、今、安威川以北ということではございますが、安威川以南にも広げて

市域全体で建てていただくということをお願いしていきたいと考えております。安威川以南のほうが実際、特別養護老人ホームの数は全然違いますので、またサービス付き高齢者向け住宅の数とかも違いますので、比較的、安威川以南のほうが建てやすいのではないのかなと、今ご指摘があつて、多分土地の問題がとは思っておるんですけども、まずは、安威川以南も含めた中で考えていかしていただきたいと考えております。

そういう今の状況でございますので、市の土地をということで、その中で建てていただくというのは今のところ考えておる状況ではございません。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 安威川以南のほうに広げられて、ここでも手を挙げられるところがなかったというのは、それは市の土地をというふうな部分も考えて、例えば安威川以北で市の土地をというふうな部分も考えていかなあかんというように思うんですよ。これは要望とさせていただきますけれども、ただ、時間がかかって小規模が設置されるまで、今から何年もかけてというふうなことで、実際に今必要な方がお困りになるわけですね。

そして、今度、設置をしたときには反対にニーズが今度は少なくなってくる時期にかかってくるかもわかりませんので、今、これから実際に需要、ニーズというのが本当に必要なときでありますから、その点は考えていただいて、市民が困らないようにぜひともお願いしたいというふうに思えます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

○村上英明委員 それでは、私のほうからは予算書についてということで2点ばかりお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

29ページでございますけども、項3包括的支援事業、目2任意地域支援事業費、節13の委託料という中にありまして、高齢者虐待対応専門職チーム委託料というので計上されておりますけども、これがどういう委託料の中身なのか、また、どういう方に委託という形で今されているのかということですね。この辺、平成30年度の予算についてお尋ねをしたいなというふうに思います。

もう1点は、37ページのところで職員数の異動状況というところで、職員が2名増になっているんですかね。短時間勤務職員の方が1名減という、平成29年度からすれば、ということになっているんだと思いますが、その辺の業務的なものがどういう形でどういう内容でというか、この辺の人数の増を考えておられてこの数字にされているのかということでお尋ねしたいなと思います。

以上です。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 村上委員のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

最初の29ページの高齢者虐待対応専門職チームに関しましては、弁護士の方1名、社会福祉士の方1名ということで、大阪府のほうでの事業、高齢者の方の対応が困難な専門的な事案に対して相談できる制度がございます。

派遣していただく場合に、委託料として計上させていただいていると。対応は、

先ほどもお話しさせていただいたように、虐待対応、法的な対応とかをする場合も特に家族との関係がございますので、弁護士の方、やはり市町村で対応できないような処遇困難な方、専門的な内容ということで社会福祉士の方ということで、予算として計上はさせていただいております。

近年はそこまでの方というのはおられないので、特に予算としては執行しておりませんが、こういうのは万が一どういふ方がおられるかということとはなかなかわからないこともございますので、予算として計上させていただいておる状況でございます。

2点目の職員配置の件でございますが、今回、再任用の方が在職5年となり、65歳ということでお一人退職ということで1名減ということになっております。2名に関しましては、今回、新たな事業を特別会計のほうでさせていただく対象の事業かと思っておりますので、ふえているのではないのかなと考えておる状況ではございます。

最終的には所管課で決められる内容ではございませんので、人数的にはそういうふうになっておることを上げさせていただいた状況でございます。

○増永和起委員長 村上委員。

○村上英明委員 高齢者虐待の件につきましては、ないことにこしたことはないと思うんですけども、全国的には新聞にも載っているような関係等ともございますので、そういう事例が出てきたときにはしっかりと法的なものを含めて適正な対応というんですかね、ということで法的なことも含めてお願いをしたいなというふうに思います。

あと、人件費といいますか、職員数につきましては、特会の中での予定ということも見込まれているということではありますけども、社会保障というか福祉関係についてはさまざまな法令関係なり、いろいろと移管して業務も移管されてきたとかということもあるので、その辺はしっかり市民のためにということも含めてしっかりと業務していただくということをお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○増永和起委員長 暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○増永和起委員長 休憩前に引き続き質疑をします。

その前に、理事者から補足説明の申し出がありますので許可します。

吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 森西委員の特別養護老人ホームの入所者の待機の件でご答弁漏れがありまして失礼します。平成29年4月時点でございますが、摂津市で入所申込者の方は59名、その中で入所が必要が高いと思われる方は43名でございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 それでは、ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

次に、議案第17号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、議案第17号に

ついて確認の意味も込めて聞いておきたいと思います。

今回、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準ですね、これを定める条例を策定するということでもありますけれども、ホームヘルプにかかわるサービス等々、そういう事業所のそれぞれ指定の基準等々が議案として上がっているんですけれども、この条例を定めることで従来と何かしら変わることがあるのかどうか、その点について伺いしておきたいというふうに思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、弘委員のご質問についてお答えさせていただきます。

この議案第17号の摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援事業者等の事業の人員並びに運営に関する基準に関しましては、既に大阪府でしておる事業でございます、その権限のほうは4月1日から市町村におりてくるという内容でございます。

ケアマネジャーの居宅介護支援事業所の指定の分のみということで、ほかのホームヘルプ等は大阪府の指定で残っておりますので、摂津市の場合は、ケアマネジャーに関する指定という内容でございます。

それとともに、大阪府から市町村に移ると同時に、ちょうど国が介護保険の法改正も一部しております、例えば居宅介護支援事業所、ケアマネジャーの管理者に関しましては、この4月1日から主任ケアマネジャーでないと資格となれないというふうになっておるんですけれども、例えば3年間は猶予期間持

ちますよとかというような一部法的な改正の部分はございます。

また、医療系のサービス、訪問看護とかりハビリテーション等を行う場合、医師や歯科医師等に一定そういうケアプラン等を公布するというような一部医療と介護の連携のための部分としての府との違いの条例改正等はさせていただいております。それは平成30年度の介護保険法の改正の結果という内容でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 済みません。ちょっと勘違いしていた部分もありました。

今ご答弁いただきましたけれども、大阪府の指定から今回摂津市でこういう指定の権限というようなことが出てきたということですが、従来、地域密着型サービスなんかの場合に、以前から摂津市が指定してというようなことだったと思うんですけれども、その際には、市域に限定されていて、他市の方が利用できないとそんなことがあったのかと思うんですが、今回市の指定、居宅介護支援事業者というようなことで、この方、ケアマネジャーが他市の方のというようなこととかが従来あったのか、また、そこらあたりのところで何かしらふぐあいが生じないかというようなことを聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 現在もケアマネジャー、居宅介護支援事業者の方は市外のケアプラン等もつくっておられるということで、4月以降、権限は市町村に移るんですけれども、事業所の方に関しましては特段、市外のケアプラン等をつくっていただくということに関しま

しては支障はございません。

○増永和起委員長 弘委員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

次に、議案第24号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第30号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、議案第30号について、これも少し確認ということで聞いておきたいと思うんですが、こちらのほうは指定介護予防支援事業者の指定並びに先ほどの議案第17号のところと似たようなことなのかなというふうには思ってますが、条文中に第3条第4項中、介護保険施設の次にというようなことで一部文言が追加されるんですが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」、これが加わるわけですが、その意味とといいますか、なぜこれが加わっているのかというようなことについてわかれば教えていただきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、今回の条例に関してのご質問についてお答

えさせていただきます。

障害の相談支援の事業所との連携が、この平成30年度以降、介護保険のケアマネジャーの方や予防給付の方にも求められるようになっておりますので、障害の制度に関しましても連携を求めるためにその記載がございます。

今回の平成30年度改正におきまして、障害の方で65歳以上のサービスを使われる方に関しましては、一定事業所が特に障害の事業所が指定を受けられると介護保険のサービスではなくて障害のサービスのままというか、介護保険の中なんですけれども、障害のサービスが使えるという内容が制度として改正されましたので、当然障害のケアマネジャーの方、相談支援事業所の方との連携が必要になってきます。そのために制度として条例に記載させていただいておる状況でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

今ご答弁ありましたとおり、私も以前から障害福祉サービスと介護保険サービスと、そこのところとの関係のところ、65歳を超える障害のある方たちが障害福祉サービスから切り離されて介護保険でなければならないみたいなことで、例えば利用されてる事業所を移らなければならないようなそういうケースがあったりして、そこのところは何とかならないのかということ、国に対して制度、法律を要望してきたかと思うんですが、今回は制度というか、法律そのものは変わらないけれども、制度上、従来の障害者支援サービスを受けられるというようなことになっているわけで、一定前進する面があるのかなという

ふうに思っているんですけども、本来、法律そのものがどうなのかというようなことも、これは引き続き問題かなというふうに考えているところであります。

今回、条例ということでこの文言が加わって、障害のある方の生活の面においては改善されるのかなというようなことでよろこばしくは思うんですけども、ちょっとその点気になったので確認のため聞いておきました。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時39分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第18号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第18号にかかわってです。

これもある意味、確認の意味を込めて聞いておきたいと思うんですけども、今回、法改正によって地域包括支援システムの強化、その一環として地域包括支援センターの機能強化ということ、この議案で提案されてる地域包括支援センターの運営協議会を改めて条例で規定するっていうことになっているかと思うんですけども、その機能強化の中身ですよ、今回こうやって運協を条例で定めて報酬も出るよというようなことに。こうする意義も含めて今回の

法改正と絡めてお聞かせいただけたらというふうに思うんですが、よろしくお願ひします。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 今回、地域包括支援センター運営協議会を附属機関にさせていただいた1つの大きな理由といたしましては、地域包括支援センターの運営協議会自身は、今まではせつつ高齢者かがやきプランの審議会の中で審議会の後、させていただいたというような経過がございました。

ただ、やはり審議会の中だけでは十分な議論がなかなかできない部分も、その専門的なこととかも役割等がふえてきてできないところもあるのではないのかなということで、あえて地域包括支援センターの運営協議会を別に立ち上げさせていただいて、構成メンバー等もより専門性の高い方にさせていただいて、十分議論できる体制をとということで今回上げさせていただいております。

特にこの平成30年度改正も含めて、地域包括支援センターの役割の強化ということが求められておる中でございますので、この機会にさせていただいた状況でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回こうやって運営協議会の位置づけということを条例で改めて定めてというようなことについての説明は今の分でわかりました。

一方で、今回、機能強化っていうふうなことの中で、厚生労働省とかが出してる分の資料には、地域包括支援センターに事業の自己評価と資質の向上を図ることを義務づけるっていうふうなことでありますとか、市町村に地域包括支援

センターの事業の実施状況の評価を義務づけるとかこういうことが書かれてるんですけども、こうした評価っていうことがどういうふうに反映というか、例えばいろんなこれまでの経緯で言ったら、何かしら補助金なり交付金なりに影響するようなそういうものになってくるのかどうなのか、気になるのでお聞かせいただけたらと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 実際にこの平成30年度から国が保険者機能の強化ということで新たな交付金制度をつくられました。

その中で一定、この包括支援センターに関しての評価の項目ということもございます。

ただ、その中で体制整備とか、幾つかの項目はあるんですけども、そういう項目に関してしっかりと適切な評価を市だけではなくてしていただくことも含めて、運営協議会として立ち上げさせていただいた経過もございます。

やはりほかのところのいろんな地域包括支援センターの状況とかも知っておられるような先生も入っていただいて、包括支援センターの運営に関して適切なアドバイスも含めていただける形ということで、市として客観的な内容、結果的に交付金等に算定できるような内容があればしていくという考え方でございますので、まずは包括支援センターの運営に関してしっかりと議論できる場をつくっていくということが、私たちが今回上げさせていただいた大きな理由の1つでございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 いろいろと国がインセン

ティブを働かせるとか、そういったことの材料としてこれを取り組むってというようなことがメインではないということなんだろうなってというようなことで確認しておきたいんですが、この行う評価を通じて地域包括支援センターの必要な人員体制を明らかにすることとか、市町村における適切な人員体制の確保を促すとか、そういったことが大事なんだというようなことは押さえておきたいなと思ってます。

摂津市は、他市と比べても地域包括支援センター、今、社会福祉協議会に委託してるそこが市域全部を担ってるというふうなことで、以前は市が直轄でそういうふうなこともやってた中でしたら、他市に比べたら随分状況が違うというふうにも私も認識してて、逆に他市なんかで言うたら民間の事業所、個人さんとかが委託を受けて地域包括。大きな市だったら、その市の中にいろんな地域包括支援センターがあって、それぞれの状況ってというのが異なるみたいなこともあるのかなとも思えば、こういうのも改めて大事になっていくんだろうというふうには思うんですよ。

摂津市の場合は、そんなにも役割というか、これまでと変わらないのかなというふうなことも思うんですけれども、もう1点、ちょっとこれ資料をいろいろ見てる中で、こんなのもあるのかなというふうなことでちょっと見つけたんですが、これは厚生労働省の社会福祉審議会介護保険の部会が昨年末にやられてた中で、今回の制度の見直しに関する意見とかいうようなことで、会議で出された意見の中にあるんだろうと思うんですけれども、地域包括支援センターの機能

強化っていう項目の中で、例えば土日祝日の開所とか、地域ケア会議の内容の具体化、明確化、市町村による評価の義務づけ等とかってこういったことがちょっと文言で記されてるんもんで、こういう土日祝日の開所とかそういうふうなこともやってるところがあるのかな、どうなのかな。

摂津市の場合は、今は月から金曜までであいてますけれども、中には土曜とか日曜とかに用事があって行きたいかなというふうな人も出てくることも考えられるので、機能強化、地域包括のそういった考え方の中で、何かしら今後改善するみたいなこととかお考えがありましたら、聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 まず、具体的に例えば土日とかそういう議論されているような内容に関しまして、すぐどうかというふうには考えてはおりません。

ただ、こういう地域包括支援センターの運営協議会等で議論された内容に関して、市として考えていく内容が今回出てくるかと思しますので、その出てきた内容に関しまして、市としてどういうことができるのかということとはしっかりとやっていきたいなと思ってはおります。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 地域包括支援センター運営協議会を設置していくということでもありますけれども、確認なんですけれども、先ほど課長からご答弁いただきました地域包括支援センター運営協議会委

員って言われる方が専門性の高いメンバーの方で構成されると。そういう協議会が開かれて、そこに地域包括支援センターの皆さん、代表の方かわかりませんが来て、その中へ庁舎の高齢介護課、あるいは保健福祉課が入って行って、一緒に会議を開いていろいろ情報共有をしていくってということですか。ちょっとその辺、お聞きしたいなと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 地域包括支援センター運営協議会は、学識経験者や医師、介護保険の事業所等そういう直接やっぱり地域包括支援センターの業務内容に比較的精通してる方で構成させていただいております。

あと、事務局として高齢介護課と実際に委託していただいている社会福祉協議会の地域包括支援センターの方が事務局として入っていただくと。

その中で、実際、事業についての報告ですね、例えば今回課題として求められてる地域包括支援センターの役割として、例えば介護予防に関してはどういう取り組みをしてるのかとか、今後どういう取り組みをしていくのかということを議論していただいたり、場合によってはご質問にお答えさせていただいたりというような形式でさせていただく予定をしております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。

そしたら、地域包括支援センターの方と、例えば高齢介護課の方と、あるいは、介護認定業務委託している方たちと集まって、例えば情報を交換するような場ってというのは別にあるのかどうか。そういうことも大事なのかなと思って、もし

あれやったら教えていただけますか。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 やはり今おっしゃったように、地域包括支援センターを委託しておりますが、情報共有ということは非常に大事だということで、月に2回、定期的に向こうの職員の方とうちのほうの職員が、業務に関しましては定例的に情報交換させてはいただいております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 非常に私は大事なことだというふうに思いましたんで、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時54分 休憩)

(午後3時57分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 出席者による賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第17号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第18号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後4時1分 休憩)

(午後4時6分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

平成30年度委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきます。

この件につきましては、先進事例等の情報収集を行うとともに、日程を調整させていただいた内容をもって委員長案

としてまとめましたのでご提案させていただきます。

日程は5月14日月曜日から、5月15日火曜日。

視察市は、長野県岡谷市及び長野県松本市。

岡谷市は、人口約4万9,000人。こちらでは、テクノプラザおかやと産学官連携について視察を行います。

岡谷市では、大手企業の海外シフト等により、ものづくりの空洞化が起り、市内中小企業の構造転換が迫られる中、産業振興の拠点整備の必要性から、テクノプラザおかやを建設されています。

産学官の横のつながりによる情報連携の強化や産業創出のため、産業振興の拠点としての取り組みについて視察を行います。

また、松本市は人口約24万人。こちらでは、健康寿命延伸都市の取り組みについて視察を行います。

松本市では、総合計画の最上位施策として健康寿命延伸を据え、人の健康を初めとしてまちづくり全体に取り組んでおられます。

地域を基盤とし、住民が主体となり、健康づくり、生きがいづくりが進められており、超高齢社会のモデル都市として注目されています。

若年者からの認知症予防や、子どもから始める健康づくり、健康無関心層へのアプローチ等先進的な取り組みについて視察を行います。

以上のような視察案を提案させていただきましたが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 よろしいですか。

それでは、ただいまの協議のとおり決定します。

暫時休憩します。

(午後4時 9分 休憩)

(午後4時11分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

それでは、岡谷市においてテクノプラザおかやと産学官連携について。松本市において健康寿命延伸都市の取り組みについての視察を行いたいと思います。

本委員会の視察につきましては、以上のとおり実施することといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において閉会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政についてを平成31年3月31日まで閉会中に調査することにいたしたく思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午後4時13分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 森西 正